資料５－１

養護者における高齢者虐待への対応フロー図

警察・医療機関・その他関係機関 ／ 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者 ／ 虐待を受けた高齢者 ／ 高齢者・養護者

通報 ／ 通報 ／ 届出 ／ 相談

養護者の負担軽減に向けた相談・指導・助言その他必要な措置

１、相談・通報・届出の受付（地域・高年福祉課、基幹型包括、地域型包括）
〇総合相談票の作成（相談・通報・届出を受けた機関）
〇基幹型包括への情報提供

２、事実確認の調整
【事実確認】
〇公的機関からの情報収集（地域・高年福祉課）
〇その他の情報収集の実施（地域型包括）
〇必要に応じ、訪問調査（事前調査）を行い、虐待事実の確認を行う
【連絡調整】（基幹型包括）
〇コアメンバー会議の日程調整

生命や身体に関わる危険が大きいとき

警察、医療機関、その他関係機関への連絡調整

入院・保護

≪緊急性の判断≫
（地域・高年福祉課、基幹型包括）
※必ず複数で行う
〇緊急性の判断、高齢者の安全確認方法、関係機関等へ確認事項の整理、担当者決定等

３、コアメンバー会議
【参加者】　〇地域・高年福祉課、基幹型包括、地域型包括職員
【検討】　〇虐待の有無、緊急性の判断
〇虐待の種類とレベル
〇虐待の要因（高齢者側・虐待者側の要因、その他の要因）
〇法律職など専門職活用の必要性
【方針】　〇総合的な対応支援と短期的目標
〇役割分担
（原則、高齢者と養護者は、それぞれ別のものが対応を行う）

※訪問拒否等の場合

≪立入調査≫（地域・高年福祉課）
【実施事項】〇高齢者の安全確認　〇養護者等の状況把握
【関係機関との連携】
〇必要に応じて警察へ援助要請
〇法律職など専門職の助言

≪支援検討会議≫
【参加者】〇地域型包括、ケアマネジャー、ヘルパー等関係機関（必要に応じ、市、基幹型参加）
【検討】〇支援の明確化と優先順位の決定　〇対応方法と役割分担

４、支援の実施

【緊急介入】（地域・高年福祉課）
〇養護者との分離
※生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くおそれが予想される場合、あるいは他の方法では虐待の軽減が期待できない場合など。
・老人福祉法上による措置
・医療機関等への搬送
〇分離後の対応
・面会制限
・庁内、施設等関係機関への周知

【要介入(緊急介入以外)】（主に地域型）
〇生活課題(認知症等)に応じた専門機関等による支援
〇成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用
〇社会資源の活用による支援
〇介護技術等の情報提供等による養護者支援
〇ケアプランの見直し等

【見守り支援】（主に地域型）
〇継続した見守りと予防的な支援

５、モニタリング
〇定期的な訪問等によるモニタリング（主に地域型）
〇年１回　全ケースの経過確認（基幹型）

６、権利擁護レビュー会議（地域・高年福祉課、基幹型包括、地域型包括）
〇月１回　対応しているケースを共有、全ケースの継続か終結かの判断、方針を共有する。

７、虐待対応の終結

８、終結後の対応
〇高齢者が安心して生活を送るための環境整備の確認　〇重大事案の検討
〇権利擁護対応（虐待対応を除く）　〇包括的・継続的ケアマネジメント支援